（調整額）

第十二条の二　一般法定機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める式により計算する。

一　当期算定方式が第一号将来原価等方式である場合

調整額＝０

二　当期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合　次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める式

イ　前期算定方式が第一号将来原価等方式である場合

調整額＝０

ロ　前期算定方式及び前々期算定方式が実績原価等方式である場合

調整額＝前期費用収入間予測差額＋前々期費用収入間差額

ハ　前期算定方式及び前々期算定方式が第二号長期将来原価方式又は実績原価等方式である場合（ロに掲げる場合を除く。）

調整額＝前期費用収入間予測差額＋前々期差額実績予測間差分

ニ　イからハまでに掲げる場合以外の場合

調整額＝前期費用収入間予測差額

三　当期算定方式が実績原価等方式である場合　次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに定める式

イ　前期算定方式が第一号将来原価等方式である場合

調整額＝０

ロ　前期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合であって、前々期算定方式が第一号将来原価等方式であるとき

調整額＝前期費用収入間予測差額

ハ　前期算定方式が第二号長期将来原価方式である場合（ロに掲げる場合を除く。）

調整額＝前期費用収入間予測差額＋前々期差額実績予測間差分

ニ　前期算定方式が実績原価等方式である場合であって、前々期算定方式が第一号将来原価等方式であるとき

調整額＝０

ホ　前期算定方式が実績原価等方式である場合であって、前々期算定方式が第二号長期将来原価方式であるとき

調整額＝前々期差額実績予測間差分

ヘ　イからホまでに掲げる場合以外の場合

調整額＝前々期費用収入間差額

［削る］

（調整額）

第十二条の二　第四条に規定する機能に係る調整額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める式により計算する。

一　第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合並びに当該原価及び利潤に基づき設定した接続料を変更する場合

調整額＝０

二　第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき接続料の原価及び利潤を算定する場合であって前号に掲げる場合以外の場合（原価及び利潤の算定期間が一年を超える場合に限る。）並びに当該原価及び利潤に基づき設定した接続料を変更する場合

当該機能に係る前算定期間（前算定期間及び前々算定期間が１年である場合は、前算定期間及び前々算定期間とする。以下この号において同じ。）における費用（前年度の費用については、合理的な予測に基づき算定するものとする。）

調整額＝算定期間及び前々算定期間における調整額（当該調整額に係る費用及び需要は実績値に基づき算定するものとする。）

＋

当該機能に係る前算定期間における接続料に係る収入（前年度の需要については合理的な予測に基づき算定するものとする。）

－

三　前々算定期間における接続料の原価及び利潤が、第八条第二項第一号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたものである場合（前号に該当する場合を除く。）

調整額＝０

四　前々算定期間における接続料の原価及び利潤が、第八条第二項第二号に該当するものとして同項ただし書の規定に基づき算定されたもの（原価及び利潤の算定期間が一年を超える場合に限る。）である場合（第二号に該当する場合を除く。）

調整額＝当該機能に係る費用及び需要を実績値に基づき算定した前算定期間の調整額

－当該機能に係る前算定期間の調整額